

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替				
1	北栄町	六尾	西谷	1657-1	畑	畑	大豆	1,964.00	1,964.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	11,784	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	11,784	株式会社 アール企画	①	B	○					①	
2	北栄町	六尾	西谷	1657-2	畑	畑	大豆	28.00	28.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	168	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	168	株式会社 アール企画	①	B	○					①	
3	北栄町	六尾	今地平	1783-1	畑	畑	大豆	4,070.00	4,070.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	24,420	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	24,420	株式会社 アール企画	①	B	○					①	
4	北栄町	六尾	今地平	1783-2	畑	畑	大豆	37.00	37.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	222	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	222	株式会社 アール企画	①	B	○					①	
5	北栄町	六尾	四ツ塚	1889	畑	畑	大豆	900.00	900.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	5,400	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	6,000	5,400	株式会社 アール企画	①	B	○					①	
6	北栄町	下種	イヤ谷	1176	畑	畑	白ネギ	3,458.00	3,458.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	0	0	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	0	0	齋尾 達城	①	A		○				①	
7	北栄町	下種	イヤ谷	1177	畑	畑	白ネギ	1,185.00	1,185.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	4,850	5,747	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	4,850	5,747	齋尾 達城	①	A		○				①	
8	北栄町	下種	イヤ谷	1178	畑	畑	白ネギ	877.00	877.00	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	4,850	4,253	R5.6.1	R8.5.31	3年0ヶ月	4,850	4,253	齋尾 達城	①	A		○				①	
9	北栄町	西園	中浜	1354-4	畑	畑	ねばりっこ	3,270.00	3,270.00	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	10,000	32,700	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	10,000	32,700	松田 宗汰	②		○					①	
10	北栄町	弓原	東浜辺	641-2	畑	畑	いちご	634.00	634.00	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	0	0	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	0	0	橋本 裕國	②		○					①	
11	北栄町	東園	西稲場	852	畑	畑	いちご	6,802.00	6,802.00	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	5,000	34,010	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	5,000	34,010	橋本 裕國	②		○					①	
12	北栄町	妻波	上思案橋	3268-1	畑	畑	スイカ	7,322.00	7,322.00	R5.6.1	R15.5.31	10年0ヶ月	10,000	73,220	R5.7.1	R15.5.31	9年11ヶ月	10,000	73,220	西尾 貴子	②		○					①	
								30,547	30,547																				

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。